

地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建築士会志摩支部（以下「乙」という。）は、三重県建築物震後対策推進協議会規約第2条（目的）に基づき必要な初動活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、志摩市内で地震等災害が発生した場合に、甲が乙の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第2条 甲が乙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が指定する避難所施設の応急危険度判定
- (2) 上記以外の甲が指定する市有施設の応急危険度判定
- (3) その他甲が必要とする支援

2 前項の規定による指定する被災建築物、必要とする支援は甲と乙の協議により決定するものとする。

（応急対策活動業務の基準）

第3条 前条の支援は、三重県被災建築物応急危険度判定士認定要綱により登録された判定士が、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準に従って行うものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、第2条の支援業務が必要と認めるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定士による安全確認支援業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第5条 志摩市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、乙は甲から前条の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、応急危険度判定士による安全確認支援に従事したときは、甲に対してすみやかに別に定める報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、甲から要請があったときは、無償で従事するものとする。

（補償等）

第8条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し従事したものが、その責に帰することができない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、次に掲げる必要な補償を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に従事したものにあっては、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度による。

（第三者に対する損害）

第9条 乙が第2条の規定による被災建築物の応急業務に従事に従い、第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から協定締結年度末日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年2月14日

甲 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

志摩市長

橋爪 政



乙 三重県志摩市阿児町神明1113番地30

一般社団法人三重県建築士会志摩支部

支部長

片山 正司

